

# 皆様からいただいた貴重な寄附金を

## 三好市発展のため次の事業に活用します

### (1) 観光資源の維持、景観の保全及び整備に関する事業

大歩危・小歩危・祖谷溪などの自然資源及び景観の保全・整備推進、観光振興を図ることに活用します。

### (2) 文化財の保全及び活用に関する事業

三好市内には旧来からの伝統行事、文化財等各地域で守り育てられているものがあります。これらの伝統行事の保全振興、文化財の安全活用を図ることに活用します。

### (3) 住民自治の醸成及びコミュニティの推進に関する事業

三好市には440の自治会をはじめとする様々な市民活動団体が、それぞれの地域でコミュニティ活動を行っています。これらの活動を支援し、住民自治の醸成を図ることに活用します。

### (4) 循環型社会の構築に関する事業

廃棄物の発生を抑制し、限りある資源を有効活用する循環型社会の構築を図ることに活用します。

### (5) 人材育成に関する事業

自然環境・地域資源の保全及び継承発展を図る人材、三好市の発展を担う人材育成のために活用します。

### (6) その他三好市発展のために市長が必要と認める事業

用途につきましては三好市にお任せいただくこととなります。

同一年度内の寄附回数の制限はありません。おひとり様何度でもお申込みいただけます。

ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」または「さとふる」から寄附ができます。申し込みからクレジット決済までWebページ上で完了します。

「ふるさとチョイス」・・・

三好市 ふるさとチョイス

検索

または

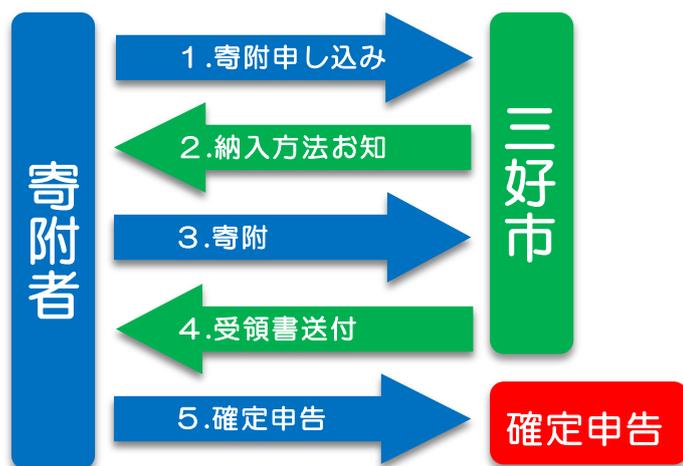
「さとふる」・・・

三好市 さとふる

検索

で検索してください。

## 寄附申し込みの流れ



### 1. 地方創生推進課に連絡（寄附者）

所定の様式または「ふるさとチョイス」のページにてお申し込みください

### 2. 納入方法のお知らせ（三好市）

納付書送付、振込口座の通知など、納入に必要な事柄をお知らせします

### 3. 寄附金の払い込み（寄附者）

金融機関等でお支払いください

### 4. 受領書・お礼状の送付（三好市）

入金確認後、受領証明書をお送りします

### 5. 確定申告（寄附者）

受領証明書を添えて、確定申告をしてください

※いずれの場合においても、確定申告（またはワンストップ特例制度の利用）を行うことにより、寄附金のうち2千円を除く部分について、一定の上限まで所得税・個人住民税から控除されます。

## お礼について

1万円以上ご寄附いただいた方には、感謝の気持ちを込めて三好市の特産品等をお贈りいたします。ふるさとチョイスのホームページをご覧ください。地方創生推進課までお問い合わせください。（三好市内に住所がある方は対象になりません。）